

情報BOX

INFORMATION BOX



お問い合わせ

役 場	☎388-1111 FAX 387-5816	中 央 公 民 館	☎388-3231 (町体育協会事務局)
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福 祉 会 館	☎387-1121	松 枝 公 民 館	☎387-0156
児 童 館	☎388-0811	総 合 会 館	☎387-8432
学校給食センター	☎387-5321	歴 史 未 来 館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



児童手当の「現況届」の提出を

児童手当を引き続き受給できる要件かを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただく必要があります。

なお、この現況届を提出されないと、6月分以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

【提出期限】6月30日(金)

【提出先】役場2階福祉子ども課・
松枝公民館・総合会館

【持ち物】・印鑑(スタンプ印不可)
・現況届(郵送されたもの)
・受給者の健康保険証の写し

※今年笠松町に転入された方は「平成29年度所得課税証明書」を平成29年1月1日にお住まいの住所地で取り寄せてください。

※対象児童が町外に居住するときは、その児童の世帯全員の住民票を添付してください。

【注意事項】公務員の方の児童手当の手続きは、勤務先へお問い合わせください。

【問 合 先】福祉子ども課



防災行政無線放送が聞き取れなかった時にはアンサーバックを

防災行政無線放送が聞き取れなかった時は、電話で過去4件分を確認することができます。

【電話番号】

☎388-4930 または ☎388-4931

【問 合 先】総務課



私立幼稚園就園奨励費補助金制度

幼稚園教育の振興を図るため、幼稚園就園奨励事業を実施しています。

【対 象 者】笠松町に住民登録があり、3歳から5歳児を私立幼稚園に就園させている保護者

ただし、満3歳児(平成26年4月2日から27年4月1日生まれ)や認定こども園・施設型給付の支給を受ける幼稚園は、対象外です。

【内 容】保護者の所得の状況により、幼稚園設置者が保育料などの減免を行う場合、その額を町が補助

※手続きなどの文書は、幼稚園を通して6月下旬までに配布します。

【問 合 先】・就園している幼稚園
・福祉子ども課



シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間



6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時の被害防止や軽減に欠かすことができません。運転手はもちろん、同乗者全員がシートベルトを着用する必要があります。全ての座席で着用を習慣付けましょう。

また、万が一の交通事故のとき、子どもを守れるのはチャイルドシートです。大切なお子さんを守るために、必ず着用しましょう。

地域と共に！
社会医療法人蘇西厚生会

松波総合病院

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人口透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保険施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

TEL 058-388-0111(代)

http://www.matsunami-hsp.or.jp

循環社会に奉仕する 有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765